

同時発表：関東運輸局

令和5年4月6日
総合政策局運輸審議会審理室

京王電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案に関する公聴会の開催概要について

運輸審議会は、標記事案の審議に当たり実施することとしていた公聴会について、令和5年5月16日（火）に東京都で開催することを決定しました。

運輸審議会は、令和5年3月29日付けで国土交通大臣から諮問がありました標記事案を審議するに当たり、一般公述人の様々な意見をお聴きする観点から、公聴会を開催することを職権で決定した旨を3月30日付けでお知らせしておりますが、このほど、その開催日程等の概要を決定するとともに、公述及び傍聴の申込み受付を開始しました。**資料1**

なお、公聴会当日の進行予定及び取材要領は令和5年4月28日（金）に改めてお知らせする予定です。

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第8条に基づく審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会は公開で行います。その他の審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要は答申後、運輸審議会のホームページにて公表予定です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 宮田
(直通) 03-5253-8810

[旅客運賃の上限変更の認可申請に関する問合せ先]

鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 海老澤、石垣
(代表) 03-5253-8111 (内線 40652, 40634)
(直通) 03-5253-8543

京王電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案に関する公聴会の開催概要

令和5年3月29日付けで国土交通大臣から諮問された標記事案について、当審議会は、公聴会を下記のとおり開催することとしました。

記

1. 日時・場所

日時：令和5年5月16日（火）午後1時から
場所：中央合同庁舎第4号館 共用408会議室
（東京都千代田区霞が関3-1-1）

2. 事案の要旨

事案番号：令5第4003号
事案の種類：鉄道の旅客運賃の上限変更認可
申請者：京王電鉄株式会社
事案の内容：資料2参照

3. 開催内容（予定）

- ・申請者からの申請事案の内容の説明
- ・一般公述人による公述
- ・運輸審議会委員からの申請者に対する質問

※当日の進行予定は令和5年4月28日（金）にお知らせする予定です。

4. 一般公述・傍聴

- ・一般公述 10人以内（1人15分以内）
- ・傍聴 60人以内

5. 公述の申出

（1）公述しようとする方は、公述申込書（5.（2）を参照してください。）及び公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格A4用紙を使用してください。）各1部を期限までに以下宛先まで提出してください。

期限：令和5年4月20日（木）正午 必着

宛先：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会

- (2) 公述申込書は、**別紙様式例**の裏面の注意事項をよくお読みになり、**別紙様式例**に従い、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年令（法人・団体等の場合にあつては、その名称及び所在地並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあつては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。
- (3) 公述は、公述書に記載されたところにしたがつてこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。
- (4) 議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、1人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を令和5年4月28日（金）午後2時から運輸審議会公聴会のホームページに掲載し、運輸審議会及び関東運輸局の掲示板に掲示する予定です。
(掲載予定 URL : https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html)
- (5) 公述人に選定された方は、公聴会開始時刻までに会場にお越しください。

6. 傍聴の申込み

- (1) 傍聴を希望される方は、郵便往復はがきに、住所、氏名、年令及び「京王電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請事案に関する公聴会の傍聴を希望する」旨を記入するとともに返信用はがきにあて先を必ず明記した上、期限までに以下宛先までお申込みください（ただし、1人1通に限ります。）。
期限：令和5年4月20日（木）正午 必着
宛先：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会
- (2) 傍聴人の人数は60人以内とし、申込者多数の場合は、第三者の立会いによる抽選により選定します。
- (3) 傍聴券は、令和5年4月28日（金）に発送する予定です。

7. 申請書その他の関係書類の閲覧場所

当該事案の申請書その他の関係書類については、令和5年4月6日（木）から、公述申込書及び公述書等に係る文書（一般公述の申出があつた場合に限ります）については、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和5年4月24日（月）

からそれぞれ運輸審議会公聴会のホームページで公開するとともに、令和5年5月15日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除き毎日午前10時から午後5時まで）、運輸審議会及び関東運輸局にて閲覧に供します。

8. 公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

9. 取材申込み方法

公聴会当日の取材要領については令和5年4月28日（金）にお知らせする予定です。

10. 開催の取消

5.（1）記載の期日までに一般公述の申出がなかった場合など、公聴会の開催を取り消す場合があります。その場合には、改めてお知らせします。

11. その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（03-5253-8810）にお問い合わせください。

○国土交通省告示第 239 号

運輸審議会一般規則（昭和 27 年運輸省令第 8 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和 5 年 3 月 30 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

事案番号	令 5 第 4003 号																																									
事案の種類	鉄道の旅客運賃の上限変更認可																																									
申請事業者	京王電鉄株式会社																																									
事案の内容	<p>すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。</p> <p>1 鉄道の普通旅客運賃 現行の運賃の上限を次のとおり変更する。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1 円単位</th> <th style="text-align: center;">10 円単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4 キロまで</td><td style="text-align: center;">140</td><td style="text-align: center;">140</td></tr> <tr><td>4 キロを超え 6 キロまで</td><td style="text-align: center;">160</td><td style="text-align: center;">160</td></tr> <tr><td>6 キロを超え 9 キロまで</td><td style="text-align: center;">188</td><td style="text-align: center;">190</td></tr> <tr><td>9 キロを超え 12 キロまで</td><td style="text-align: center;">209</td><td style="text-align: center;">210</td></tr> <tr><td>12 キロを超え 15 キロまで</td><td style="text-align: center;">230</td><td style="text-align: center;">230</td></tr> <tr><td>15 キロを超え 19 キロまで</td><td style="text-align: center;">273</td><td style="text-align: center;">280</td></tr> <tr><td>19 キロを超え 24 キロまで</td><td style="text-align: center;">314</td><td style="text-align: center;">320</td></tr> <tr><td>24 キロを超え 30 キロまで</td><td style="text-align: center;">356</td><td style="text-align: center;">360</td></tr> <tr><td>30 キロを超え 37 キロまで</td><td style="text-align: center;">388</td><td style="text-align: center;">390</td></tr> <tr><td>37 キロを超え 44 キロまで</td><td style="text-align: center;">409</td><td style="text-align: center;">410</td></tr> <tr><td>44 キロを超え 52 キロまで</td><td style="text-align: center;">430</td><td style="text-align: center;">430</td></tr> </tbody> </table> <p>2 鉄道の定期旅客運賃 現行の運賃の上限を次のとおり変更する。 通勤定期旅客運賃（1 か月）</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>4 キロまで</td><td style="text-align: center;">5, 240</td></tr> <tr><td>4 キロを超え 6 キロまで</td><td style="text-align: center;">5, 990</td></tr> </tbody> </table>			1 円単位	10 円単位	4 キロまで	140	140	4 キロを超え 6 キロまで	160	160	6 キロを超え 9 キロまで	188	190	9 キロを超え 12 キロまで	209	210	12 キロを超え 15 キロまで	230	230	15 キロを超え 19 キロまで	273	280	19 キロを超え 24 キロまで	314	320	24 キロを超え 30 キロまで	356	360	30 キロを超え 37 キロまで	388	390	37 キロを超え 44 キロまで	409	410	44 キロを超え 52 キロまで	430	430	4 キロまで	5, 240	4 キロを超え 6 キロまで	5, 990
	1 円単位	10 円単位																																								
4 キロまで	140	140																																								
4 キロを超え 6 キロまで	160	160																																								
6 キロを超え 9 キロまで	188	190																																								
9 キロを超え 12 キロまで	209	210																																								
12 キロを超え 15 キロまで	230	230																																								
15 キロを超え 19 キロまで	273	280																																								
19 キロを超え 24 キロまで	314	320																																								
24 キロを超え 30 キロまで	356	360																																								
30 キロを超え 37 キロまで	388	390																																								
37 キロを超え 44 キロまで	409	410																																								
44 キロを超え 52 キロまで	430	430																																								
4 キロまで	5, 240																																									
4 キロを超え 6 キロまで	5, 990																																									

6キロを超え9キロまで	7,040
9キロを超え12キロまで	7,820
12キロを超え15キロまで	8,610
15キロを超え19キロまで	10,220
19キロを超え24キロまで	11,760
24キロを超え30キロまで	13,330
30キロを超え37キロまで	14,530
37キロを超え44キロまで	15,310
44キロを超え52キロまで	16,100

通学定期旅客運賃（1か月）
 現行の運賃の上限を据え置きとする。